

2、放流水の水質〔規則第4条の5の2第4号二及びホ、規則第4条の7第4号二及びホ〕

採取場所：旧杉水埋立処分場浸出液処理施設 滅菌計量槽

採取年月日		8.4.10	8.5.8											
測定結果の得られた年月日		8.4.22	8.5.19											
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果											
水素イオン濃度	月1回	5.8~8.6	8.1	8.2										
生物化学的酸素要求量	"	60mg/l	1.1	1.4										
化学的酸素要求量	"	90mg/l	1.4	2.0										
浮遊物質	"	60mg/l	N.D.	N.D.										
大腸菌数(日間平均)	"	800CFU/ml	0	0										
燐含有量(日間平均)	"	8mg/l	0.007	0.021										
窒素含有量(日間平均)	"	60mg/l	11	9.8										
カドミウム及びその化合物	年1回	0.03mg/l												
シアン化合物	"	1mg/l												
有機燐化合物	"	1mg/l												
鉛及びその化合物	"	0.1mg/l												
六価クロム化合物	"	0.5mg/l												
砒素及びその化合物	"	0.1mg/l												
水銀及びアルキル水銀	"													
その他の水銀化合物	"	0.005mg/l												
アルキル水銀化合物	"	検出されないこと												
PCB	"	0.003mg/l												
トリクロロエチレン	"	0.1mg/l												
テトラクロロエチレン	"	0.1mg/l												
ジクロロメタン	"	0.2mg/l												
四塩化炭素	"	0.02mg/l												
1,2-ジクロロエタン	"	0.04mg/l												
1,1-ジクロロエチレン	"	1mg/l												
シス-1,2-ジクロロエチレン	"	0.4mg/l												
1,1,1-トリクロロエタン	"	3mg/l												
1,1,2-トリクロロエタン	"	0.06mg/l												
1,3-ジクロロプロペン	"	0.02mg/l												
チウラム	"	0.06mg/l												
シマジン	"	0.03mg/l												
チオベンカルブ	"	0.2mg/l												
ベンゼン	"	0.1mg/l												
セレン及びその化合物	"	0.1mg/l												
ふっ素及びその化合物	"	15mg/l												
ほう素及びその化合物	"	50mg/l												
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	"	200mg/l												
鉱油類含有量	"	5mg/l												
動植物油類含有量	"	30mg/l												
フェノール類含有量	"	5mg/l												
銅含有量	"	3mg/l												
亜鉛含有量	"	2mg/l												
溶解性鉄含有量	"	10mg/l												
1,4ジオキサン	"	10mg/l												
溶解性マンガ含有量	"	10mg/l												
クロム含有量	"	2mg/l												
措置の必要性			無	無										

採取年月日	
測定結果の得られた年月日	
測定項目	測定頻度
ダイオキシン類濃度	年1回
措置の必要性	

3、施設の点検〔規則第4条の5の2第4号ト及びチ、規則第4条の7第4号ト及びチ〕

点検年月日	8.4.24					8.5.29				
	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	滅菌放流設備	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	滅菌放流設備
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
措置の必要性	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
点検年月日										
点検項目	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	滅菌放流設備	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	滅菌放流設備
異常の有無										
措置の必要性										
点検年月日										
点検項目	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	滅菌放流設備	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	滅菌放流設備
異常の有無										
措置の必要性										
点検年月日										
点検項目	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	滅菌放流設備	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	滅菌放流設備
異常の有無										
措置の必要性										
点検年月日										
点検項目	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	滅菌放流設備	前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	滅菌放流設備
異常の有無										
措置の必要性										

* 基準値において「検出されないこと」とは、排水基準を定める総理府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

* N.D.とは、定量限界未満を示す。(定量限界とは、測定対象物質の値が正確な数値として測定できる限界のレベルを示す。)